

# 第46回議会運営委員会記録

令和2年10月27日

【開催日】 令和2年10月27日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時38分～午後3時8分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
庶務調査係書記	光 永 直 樹	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について
- 2 一般質問について
- 3 本会議及び委員会の傍聴について
- 4 その他

---

午後1時38分 開会

---

長谷川知司委員長 皆さんお疲れ様です。ただいまから、第46回議会運営委

員会を開催します。本日の付議事項は書いてあるとおりです。では、最初に1番、山陽小野田市議会基本条例の検証について。この第3章から始めたいと思います。じゃあ、第3章、読んでもらえますか。

伊場勇副委員長 第3章、本会議における基本原則。第11条、一般質問について。「議員は、一般質問を行う権利を有します。」。第2項「一般質問は、行財政全般にわたって市長等に疑義をただし、所信の表明を求めのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりません。」。第3項「一般質問における論点と回答は、これを公開します。」。この第11条の評価として出た意見で、Bのある程度達成したという方からの意見で、①個人差がかなりある。②一般質問のテーマ、吟味は難しい。論点と回答の公開は毎回できている。Cのまだ不十分であると評価した方からの意見で、①一般質問の目的が、条例の趣旨から外れ、陳情の場となっている。②条文にあるような一般質問を行っていない場合がある。③所属する委員会事案を質問項目に上げている。全て一問一答方式に改め、執行部との緊張感ある議場にすべきである。④市長への政治的議論が行われず、窓口質問が多い。以上です。

長谷川知司委員長 一応達成できたという方が5名、ほとんどという方は7名、まだまだ不十分という方が10名ですが、これについて、含めて皆様方の意見をお聞きします。

岡山明議員 ちょっと今回一般質問ということで、内容が今まで私、当時は一括方式、これ今は一問一答という形に変わっているんですけど、現状として、この山陽小野田市議会で一問一答と一括方式の割合というのは、何かありますか。全体的にも一括方式から一問一答方式に移行したっていう形でもう半分以上とか、その辺の割合、大体の割合が分かれば、ちょっとお聞きしようかなと思っているんですけど。

長谷川知司委員長 岡山議員、まだ完全に一問一答になったわけじゃなくて、どちらでもいいということですけど、その割合を知りたいということですね。

岡山明議員 その中で今言われたように一問一答っていうのは論点、争点、その辺が物すごい明確になるという利点があるんです。個人的にはまだ一括質問でするもんですから、結構今、最近、一問一答の方がいらっしゃるとい状況なもんですから、その辺で割合として一問一答が増えていくかどうかになって、その辺がちょっと何か目安か何かあればと思っているんですけど。山陽小野田市以外に何かあれば。意外にそういう傾向がはっきりしとる、例えばもう一問一答に切り替わった、そういう議会があるかどうか、その辺ちょっと分かればちょっとお聞きしようと思ったんですけど。

長谷川知司委員長 事務局、それ分かりますか。

岡山明議員 分からないなら、分からないでいいですけど。

中村議会事務局議事係長 まず本市の割合は、半々ぐらいではないかなと思います。導入されて、まだそんなに時間がたってないっていうのと、あと、自粛が2回あったっていうこともあって。それと他市の状況ですけれども、一括質問一括答弁と一問一答をもともと採用されていた市もありますが、本市は最近というところもあり、そこまでちょっと把握をしていないので、他市の状況が増えたか減ったかっていうところまでは、すみません、事務局で把握しておりません。

長谷川知司委員長 昔というか、前は一問一答ではなくて、全質問羅列してやる方向から、分割方式にして、本当に今一問一答も採用しているっていうことで、徐々に変わってきているんじゃないかなと思います。そうした中、達成しているという方が5名いらっしゃいます。

宮本政志議員 今ちょっと委員長言われたこの記述欄のほうは、もう各議員の質とか一般質問に対する捉え方とか理解度とかのことですので、別段、上の第11条の条文でいらうところはないなと思います。以上です。

山田伸幸議員 今回、改めてこの基本条例を見るにつけ、やはり、議員において基本条例に対する理解がまだまだできていない。その辺が追いついていないというのが実情で、例えばこの一般質問についても、はっきりと第2項で市長等に疑義をただしっていうのを拡大解釈しているのかどうか分かりませんが、もう最初から執行部に質問をして、市長のほうを見もしないということもあって、やはり、きちんと市長の政治責任を明らかにするように、求めるように質問していかないと、緊張感が議場に生まれません。本当にどこかの課長を呼んで聞けば済むような話も一般質問でやられているということが見受けられているんです。ですから、このことを改めてきちんと全議員に徹底するということが抜けているんじゃないかなと感じています。

伊場勇副委員長 この論点と回答については、ホームページで公開していると思います。これは事務局の方にお聞きしますが、全員漏れなく掲載されていますでしょうか。

中村議会事務局議事係長 はい。しております。

長谷川知司委員長 この第11条について達成したかどうかという考え方からいえば半々なんですね、A、Bが12人、Cが10人ということで。これにはそれぞれ、自分は達成したんだという考えの方も多し、ほかから見ればそうではないという人もいますので、ここはどう判断するかなということなんです。

伊場勇副委員長 当議会では、一問一答方式も採用して、より論点を明らかに

して適切な回答が得られるような形を取っているということは評価するべきだし、その根本にはこの第11条があるからだとも感じますので、ある程度達成しているんじゃないかなと考えます。

長谷川知司委員長 ある程度達成しているんじゃないかという意見がありました。そういう方向でよろしいでしょうか。

河野朋子委員 一般質問は何のために行うかっていうことをさっき山田議員が言われましたけど、議員の意識っていうのは本当、原点に立ち返って、第2項を見たら、意見の中にもあるように、やはり条例の趣旨から外れて陳情の場となっているんじゃないかとか、条文にあるような一般質問を行ってないっていうような評価は、現在、客観的に見てあるなど思うので、その辺りこの条文についての過不足っていうのはないと思うんですけど、条例に沿った一般質問が行われているかっていうと、やはり厳しく見たら達成がなかなか十分できていないっていうような評価が当たるのではないかなと。客観的な、これは自己評価ではなくて議会全体を見たとき、この第2項の意識が議員に薄いんじゃないかなとは思いました。以上です。

山田伸幸議員 それと、この意見記述欄のCのところ、③所属する委員会事案を質問項目に上げていると書かれているんですが、これ委員会事案を一般質問でやっちゃいけないという規定ってどこにもないんですよ。これをわざわざ、なぜこのように書かれているのかが理解できないんですが、やはり何か違った認識がここにもあるなと思います。

高松秀樹委員 今には異議があります。もちろんどこにもそんな明文化はないんですが、しかし、委員会中心主義でやっている以上、委員会でやるべきことはしっかり委員会でやるべきだと思います。それをもって本会議の一般質問でしてはいけないということにはならないと。そういうレベルの話だと思います。

河野朋子委員 私も、そもそも委員会でしっかり審議するっていう必要は感じているところで、それだったらやはり委員会でしっかり議論するために、まず一般質問が委員会の前にあるべきと思います。前からちょっと言っていますけど、委員会と一般質問の順番が逆になっていて、そうなったときに本当に委員会で十分しきれなかったような問題を更に一般質問で深めていくっていうような形にならざるを得ないんですよ、今の議会運営では。そもそも一般質問で少しそういった問題を提起をした中で、委員会で更にそれを深めていくっていうのがあるべき姿だと思いますけど、現状は、いろんなことや事務的な処理の関係から委員会が先にあって、その後に一般質問という順番になっている関係もあって、本当にこの所属する委員会事案というのをどう取り扱うかっていうのが、ちょっと悩ましいことにはなっています。一概に扱っちゃいけないとも言えないし、順番としたときに、委員会で十分審議し切れなかったりしたときに、次の一般質問で、自分が委員会で十分できなかった部分をそこでやるっていうことにもなりかねないので、ちょっとここは何とも言えないなど。委員会運営というか議会の日程ですよ、そもそも。私は一般質問が先にあるべきと思います。以前はそうでしたけど、今そうじゃないですよ。

長谷川知司委員長 そうですね。昔は、昔と言ったらいけないですけど、一般質問が先にありまして、その後に委員会がある。今は、一般質問しようと思ったら、もう委員会で採択されているという形もあり、一般質問がちょっと力不足になるようになってきているなっていうのは感じる場所があるんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 そもそも、議案化されているものも、一般質問でやるっていう前提でしょ。それはおかしいでしょ。おかしいですよ、それ。だから、順番が変わったんです、たしかあのときに。前に私がおったときに変わったはずなんです。

長谷川知司委員長 ちょっと、私が勘違いしとったかもしれんけど。

高松秀樹委員 そういう意味でたしか当時は変えた経緯もあって、だから、委員会と一般質問とあって、もちろん委員会審査の問題の部分があるんですよね、いろんな問題が。それと一般質問はやっぱちょっと違って、委員会でやることは一般質問でやってはいけませんとはどこにも書いていないんですよ。でもそれは、各議員が一般質問をする際に、そこはよく考慮してくださいというので脈々と流れてきたものがあると思うんですよね。でも、今の委員会の状況では、所管事務調査も含めて、なかなか手が届かない状況もありますよね。皆さん、委員会で雰囲気を見ながらやられるわけですから。そうすると、個人の一般質問の中でそれをしっかり取り上げて疑義を解明しようという動きになっているはずなんです。だから、それそのものは否定できないんですが、逆にそのようなことを推奨することもできないと思っています。この一般質問の項をやるんなら、その委員会運営の項をしっかりとやって、委員会はどうあるべきかということだと思っんです。なぜかっていうと、委員会はこれ議会活動ですよ。一般質問というのは、議会活動の中の個人、議員個人の質問になるので、そのすみ分けがちょっと必要なんじゃないかなって思います。

山田伸幸議員 そもそも、順番が変わったのは、事務局の事務処理の都合だと理解をしております。最初に説明があったときに、そのように聞いております。そのことと、一般質問で議案となっているうんぬんあると思うんですけど、やはり議案となっている部分で当該委員会に入っていない議員にとっては、疑義をただすべき問題があるわけです。当該委員会であっても、やはり同様に自己の思い、あるいは市民からいろいろ寄せられた情報を基にして、それを深めていくということは当然必要かと思うんです。ただ、決して、議案に関係するものを一般質問でやってはいけないということではないと思っていますし、私自身も今まで何度かそれ

で、もう委員会で採決してしまおうた、その後で一般質問やらんにゃいけんということは、ありました。

宮本政志議員 今のこの流れは、今の一般質問と委員会の順番を前提とした議論が深まったら、この条例の変更とか改正に関係してくるという流れなんですかね。いや、そうじゃないでしょ。

長谷川知司委員長 それは全然ちがいます。

宮本政志議員 そうでしょ。ちょっと話を戻しますけど、先ほど山田議員が言われた2項の最後に目的とするものにしなければならないと書いているわけですよ。そうすると、ある程度達成したっていうことに大きな疑問持っていますんで、やはりまだ十分ではないなって認識しています。ただし、先ほど河野委員が言われるように、条文に手を付けたほうがいいかっていうと必要ないというところですよ。

高松秀樹委員 今お二人が言われたように、この2項について、どうなのかって言ったら、客観的に見ても、とても達成しているとも思えないし、ある程度達成したとも言えない状況がやっぱりあると思います。そういった意味からすると、まだ不十分という評価結果になってもしょうがないです。しかし、前の検証も恐らくそんな形だったと思うんですよ。あれから何年たったんですかね。つまり変わってないんですよ。我々って、検証して、さあその次どうするかっていうのが大事なんで、そこはまた違う協議の場でしっかりやっていかないと同じ一般質問が繰り返される。何ぼここで慎重な議論しても、ここに参加されている議員の皆さんは分かりませんが、そうじゃない皆さんは、よく分わからないまま進んでいくということで、進歩はないなっていう気がします。

山田伸幸議員 これについては、まず導入部分の質問をして、その後、確信的な部分を市長とやりたいなと常々思っておりますが、残念ながら市長が

答弁に立たないということが非常に多くて、市長の責任を問うているのに、それをほかの執行部が答えるということがありますので、やはりその辺もきちんと執行部にも、もしそういうことが散見されるようであれば、きちんと議会として申し入れるべきだと思います。だから、その辺のことも含めて、これは議会として、こういうを質問やるんだということを改めて、ちょっとどこかで、やっぱり全議員の一致点を見出していきたいなと思います。

高松秀樹委員 すいません。また逸れる内容なんですけど、市長に答弁をしていただきたいという山田議員の思いだと思うんですが、みんな議員はそうだと思うんですよね。でも、市長に答弁させるっていうのは、一般質問する側の技量の問題だと思っています。もちろん、一般質問される議員によっては、まず補助機関である部長級に答弁させて、市長に対して所信表明させたり疑義を解明したりという手法を取ったりするので、必ずしも、全てに関して市長が答える必要はないはずなんですよね。そこで、何で市長が答えてくれないのかっていうような山田議員からの発言でしたけど、それだったら市長が答えるように、山田議員がいろいろ策を講じたらどうなのかという気がします。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってくださいね。私自身も問題から逸れているのは分かります。だけど議論が大事ですので、ちょっと話しましょうね。

山田伸幸議員 私は最後に、市長の責任とかね、市の基本的な方向はそれでいいのかということで、いつも質問をしております。ですから、それを聞いているのに、ほかの執行部が手を挙げたときに、やっぱり議長も、今の質問は市長以外には答えられないはずだから市長が答弁してくれというような形を取っていただきたいわけですよ。だから、私はそういうふうにしておりますけれど、全議員もその辺をよく心掛けておくべきではないかなと思います。やっぱりここにあるように、市長の政治姿勢を明らかにして、政治責任を明確にさせるとなっておりますので、この内容

というのは、ほかの執行部では答弁できないような内容のはずなんですよね。ですから、一般質問をするときはほかの議員、私も頑張りますけれど、全議員がこういうことを基本的に心得ておくべきだと思います。

高松秀樹委員 実山田議員とはプライベートでも、時々こういう話をしてい  
るものもあるんですけど、これを突き詰めると、議長の本会議の運営の方  
法と一般質問する議員がどこまで執着してくるのかということだと思  
います。でも、最近の議会を見ておきますと、市長を擁護するわけでは  
ないんですけど、市長しか答えられないような質問に関しては答えてい  
ると思っています。それ以外の部長級でも答える、つまり補助機関、彼ら  
は補助機関なんですよ、市長の。全く別の存在じゃないんです。だから、  
彼らが答えるというときには答えているっていうので、最近の山田議員  
の質問に関しては、それなりの答弁をされておる。しかし、山田議員は、  
ほかの議員に対して全然1回も市長が答えんで終わっているじゃないか  
というところがあると思います。条文は全く関係ないと思います。条文  
はこれでいいと思います。今後のことなんで、議会基本条例の検証の中  
でやるのか議運の中でやるのか分かりませんが、そこはまたしっかり  
やっていきたいと思っています。うちの市議会は研修会をずっとやっていま  
すよね。いろいろやってもこういう状況なんで、議長も今後のこと  
をいろいろ考えられればいいと思います。

長谷川知司委員長 この問題については、ちょっとそこまでにして、やっぱり  
議員の質問力の問題だと思います。それで、11条についての考え方は、  
先ほど高松委員が言われましたように、まだまだ不十分であるというこ  
とでいいかどうか。異議はないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）一応、  
そういうことにしましょう。次、12条。

伊場勇副委員長 12条、反問権について。「本会議又は委員会に出席した市  
長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、  
議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問するこ

とができるものとしします。」。この条文に対して、まだ不十分であると評価した議員からの意見として、①反問権の範囲、手続について議会、執行部で共通認識を持つべきである。②あまり見かけない。③反問権を行使することもなく、自らが答弁することもなく議案提案者としての自覚が見られない。首長の責務を果たしていない。続いて、取り組んでいないと評価した議員からの意見として、①市長等にご存知じなのか。②反問権はほとんど活用されていない。執行部は議会に対して消極的である。③反問権の取り扱いを今後どうするのか。以上です。

長谷川知司委員長 逐条解説を見ますと、議員の質問に対して、論点を整理するためとありますね。これについては、うちは聞き取りもやっておりますので、そこで論点の整理っていうのはできているのかなと思いますが、あまり反問権を使われたことがないのが実情だと思います。ここについて、何か意見はありますか。

高松秀樹委員 反問権っていうと、よく議員が間違っているのは、これは逆質問じゃないかということです。今、委員長が言ったように、例えば市長が議長に発言を求めて、今の何とか議員のこの質問については、こうこうこういう意味でしょうかと聞くことであって、逆に、いや、あなたこうじゃないですかっていう質問じゃないんです。今ここに書かれているように、市長は使いませんが、執行部の中では、いわゆる反問権に近い、反問権じゃないんですけど、自立した発言をされる人もいらっしゃるんですよ。そうすると、そこは議長が「ちょっと待ちなさい」と言う程度の話だと思いますよね。自由かつ達な議論といえれば行われているのかなと思いますけど、当時、議会基本条例の中で厳格なルールを一応作っておりますので、反問権が必要とあれば使う。つまり、これは中身が分からんですから、議員側がしっかり分かりやすい言葉で説明すれば、反問権は使わないんですよ。だから、使わないから消極的だっていうのは、ちょっと論理的には破綻しているなあっていう気はします。

山田伸幸議員　この大事なことは、「議長又は当該委員会委員長の許可を得て」ということなんですけれど、そうではなくて、逆に質問した議員に対して、これこれこういうことで、あなたはこんなことしているが、どうなんかっていうことを以前言われた執行部の方もおるんですよ。なかなか最近の執行部は奥ゆかしくて、議員に対してそこまでするのはなくなってきたはいるんですが、質問の趣旨がよく分からないのに勝手な答弁をしてしまうことがありますので、その辺は執行部にも反問権があるのだから、分からない質問がある場合は、「論理を明確にするように」と言う場があってもいいんじゃないかなと思いますけどね。

水津治議員　今、山田議員が言われたのは、反問権の許可を得ると。議長や委員長の許可を得るっていうのは、今から、今の質問に対して反問しますっていう了承を得てから発言をするっていうことですか。許可の方法っていうのは、そういった方法でいいんですか。

岡山明議員　確認なんですけど、この反問権なんですけど、この山陽小野田市議会に反問権があるかどうか。それをまず先に確認したいんですけど。こういう表現で。あるということですか。この条例にあるということですか。（「それを今議論しよる」と呼ぶ者あり）条例にあるっていうことは、反問権、この質疑の部分で。

長谷川知司委員長　質問の許可は、手を挙げて許可するっていうことでいいと思います。今までもそういう理解です。それで今、岡山議員が言われたのは、あまり使われてないからちょっと勘違いされたかもしれませんが、条例ではきちんとそういうことは、できるようには書いてあります。

岡山明議員　今、この基本条例の12条の中にその反問権は、山陽小野田市議会では認めると。そういう状況でいいですね。いや、それが今言ったのは2017年の下関市議会においては、反問権がないような感じと思う発言なんかがあるんですよ。その辺で、この12条がその形で明文化さ

れておるといふことで了解していいですね。分かりました。

河野朋子委員 反問権がこの条例の中に入ったっていう経緯ですけど、当時は、反問権がかなり頻繁に使われていたんですよ。というのが、当時の市長は、議員に対して手を挙げて「そうじゃないんですか」というようなことを頻繁にされていたということがあって、まず、反問権がどの範囲までが許されるのかっていう議論があって、やはりちゃんと交通ルールじゃない整備じゃないですけど、そういうルールを作って整理しようってところから発したんです。だから、そういうことがあって、むやみやたらに手を挙げて反撃じゃないですけど、反論することが結構あったので、ちゃんと整理するために反問権を掲げて、ルールをちゃんとしましようっていう意味で作ったんです。しかし、時代が流れて、市長が替わられたり執行部も替わられたりして、今はそういう出番がほとんどなくなったってのが、今のこういう評価になっていると思うんです。確かに、この件について執行部にどこまで周知されているかっていったら、ほとんど、今メンバーも大分替わっていて、そういったことは知らされてないので、もしかしたら、議員の発言がよく意味が分からなくてもそのまま答弁されたり、ルールがあることを知らずにされたりしているので、この項目については、もう1回そういった周知というか、ここにもありますけど共通認識を持つことが大事だと思います。そもそも、そういうことがきっかけで作ったので、ちょっと今と事情が変わっているなと思いました。以上です。

岡山明議員 議員も大事でしょうけど、やっぱり執行部側への周知徹底は図っていないと、こういう反問権の明文化しているということもはっきりして、お互いに一般質問で討論してまわるような形が今後の大きな課題ではないかと思っています。

山田伸幸議員 これが問題になったのは、当時の東京都知事、あるいは大阪府知事のお2人が、しきりに、勝手に手を挙げて議員攻撃をする。質問し

た議員に対して勝手に質問者を攻撃するというのがあって、こういうことが議論されてきたんですよ。その中で、執行部にどこまでの議論を、議論というか発言を認めるかということで、質問の趣旨、疑義をただすということでまとめたんですよ。そういう経緯がありますので、説明しておきたいと思います。

藤岡修美議員 ちょっと整理したいんですけど、反問権を行使するのは、市長等の執行部ですよ。やるかやらんかは向こうなんで、それをこの委員会でどのように評価していくのか。例えば、周知が足りないと、そういったことを、うちが評価するんですかね。そこがちょっと自分的に整理できないんですけど。

長谷川知司委員長 ここの達成度はうちで出す必要はないんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。前回、評価ではまだ不十分ということになっているんですけど、この不十分の意味がちょっと。これについては、執行部の問題ということで、あまりこちらから達成できているとか不十分とかということ言う必要はないんじゃないかなと思いますが、それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、次、13条に行きます。

伊場勇副委員長 第13条、質疑について。「議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものにとどめます。」この条文に対して、ある程度達成したという方からの意見で、総括大綱的なものにとどまらないケースもある。資料では「ス」が抜けておりますね。続いて、達成がまだ不十分であると評価した方から、①自己の意見を差し挟む場面が散見される。②委員会審査に委ねられるべき様な質疑が多い。③委員会質疑と同様な質疑を行われている。質疑のルールを徹底すべき。そして、取り組んでいないと評価した方からの意見としては、現状は一部の議員に偏り機能していない。議場に緊張感が感じられないという意見です。

長谷川知司委員長 意見がいろいろありましたが、皆さんで何かこれについて意見があればお願いします。

山田伸幸議員 Cの②に、委員会審査に委ねるべきような質疑が多いとあるんですが、本会議の質疑で、委員会で明確にさせていただきたいというようなことも当然、私は質問しております。ですから、この②のはちょっと考え方が違っているんじゃないかなって思っています。

高松秀樹委員 そう言われると、全く反対です。委員会審査、委員会は下審査機関としてやっておるんであって、委員会審査で行われるべきような質疑はしっかり委員会審査でやればいいと。当初、議案が上程されたときの質疑は、あくまでも総括大綱的なものということであれば、委員会でやるような細かい質疑が行われるべきではないと思っています。

山田伸幸議員 まあ、議案にもよるんですよ。細かいところまで、これはおかしいじゃないかということでは、そこまで本会議でやってしまっただけでは、どうなんかっていうのはありますが、議案そのものの根本的な問題点を指摘して、どうなんかっていうことは当然、本会議で質疑されて、委員会の中できちんと答えきれていない問題っていうのは多々ありますので、その辺は委員会に委ねざるを得ないというか、本会議ではどうしてもそういうことは明確にされておられませんので、その辺は委員会でもっともっと深めていただきたいということは多々あります。

高松秀樹委員 今の意見からすると、この第13条の「質疑は総括大綱的なものにとどめます」ということに反対という意味になるのでしょうか。

山田伸幸議員 総括大綱的に委ねるというのは、それでいいと思います。ただ、総括大綱的であっても、委員会でその内容を明らかにさせていただきたいということは多々あります。

長谷川知司委員長 切り口がいろいろありますから、より専門的なこととしてアドバイスの、総括大綱的なものを言われることもあるとは思いますが、それを後、委員会でやっていただきたいという意味で山田議員は言われたんじゃないかなと思います。それと、会派制を敷いていて3人以上の会派ということですから、会派がある場合は3人おるから、会派の中で「これについてこのように委員会で言ってくれ」というようなことができると思いますけど、会派に属していない場合は、どうしても本会議場でそれをアピールとかね、アピールって言ったらいけないですね、それを言っていただきたいんじゃないかと思いますが。

河野朋子委員 この条文を作ったときのことを思い出したんですけど、やはり議案の提案がされたときの本会議での質疑がすごく重要だったという議論をすごしたんですよ。むしろ、最終日の委員長報告に対する質疑より、提案時の質疑っていうのはすごく大事で、それも枝葉末節、細かいところじゃなくて、やはりここにあるような総括大綱的なことをある程度投げて、委員会で更にそれをもんで深めていくための質疑がすごい必要じゃないかという議論をさんざんしました。これができる後ぐらいは、結構本会議での質疑が割と多かったと思うんですけども、最近こう見てみるとほとんど、そういった活発な本会議での議案提案時の質疑がないですよ、自分も含めて。あの頃はすごくそれが大事だし、それをすることによって委員会を活性化させようっていう議論をすごくしたんですよ。その後ぐらいからそういう意識が高かったので結構多かったんですけど、いろいろメンバーも替わり、時も流れ、本会議での提案時の質疑がどんどん一部の人に偏っているなとつくづく思います。やはり、これも議員の意識っていうか、事前の勉強とか、ちゃんとしっかり下調べないと気の利いた質疑はできませんよね。そこに臨むまでの準備も十分できていないなと思うし、本当に改めてもう1回原点に戻って、それぞれがもっと委員会審議を活発化させるために提案時の質疑を意識しないと不十分だなとしみじみ感じました、そのときの議論を思い出して。

高松秀樹委員 最後の部分の「委員会の審査が活発であるべき」というのは僕も同意見です。ここの条文でもありますように、「あくまでも総括大綱的なものにとどめます」という意味が一番大事だと思っています。つまり、委員会ですべきものは委員会で質疑をすべきだということが、この中に折り込んであると思っています。だから、質疑を否定するものじゃないんですけど、あんまり委員会でやるようなことを本会議場でやられると、下審査機関の委員会の意味がなくなってくるというのも同時にあるということです。そこを踏まえながら、バランスを絶妙に取るのが難しいんですよ。総括大綱的になっていうこの意味を、本当に議員が分かっているかどうかというところが一番問題なんですよね。僕らが聞いてとっても、それは委員会でやれよというようなのは、やっぱり多いです、現実。そうすると、いやいや、それは委員会で僕らがやるんだけどという話にもなりかねないので、ここはちょっと、本当は、いろいろ考えていく必要があると思います。

山田伸幸議員 今、高松委員もそう言われましたし、河野委員が事前の議案調べ、議案の中身について、少なくとも私は前日までにはそういったことをした上で、当日の本会議に臨むように心掛けております。その上で、どうしても自分は委員ではないですので、委員会で是非深めていただきたいということですが、枝葉末節については言っていないつもりです。ただ、聞き方によっては、そういうふう聞こえることがあるかもしれません。ですが、私は根本的な問題をなるべく皆さんに投げ掛けるようにしております。ですから、委員会で是非この問題については深めていただきたいということを言っている場合もあろうかと思えます。ですが、この大綱的というのが、じゃあ何を質問したらいいのか、その議案そのものが問題だっというんかとなりますので、その辺はある程度議員の裁量ではないかなと思います。でないと、質疑そのものが成り立たなくなります。

高松秀樹委員 質疑そのものが成り立たなくなりますって、総括大綱的なもの

にしなさいって書いてあるだけで、深めていただきたいって、それは山田議員が思っているだけの話で、我々とすれば、質疑をする議員は、こういう総括大綱的なものを出してもらったらそれでいいですっていうだけの話、この条文はそれだけの話なんですよ。だから、この条文のままでもいいんじゃないですかという話をしているつもりなんです。

山田伸幸議員 この意見記述欄について議論をしてきたんで、総括大綱的なもの、とにかく枝葉末節については、深入りしないほうがいと常に思っていますし、そういった意味で、この13条を作るときも積極的にそういった形でやっ払いこうということで作られた条文です。ですから、この本会議の質疑にふさわしい質問をすべきだと思っております。

高松秀樹委員 最後はそのとおりだと思いますので、議長においては、本会議運営で気を付けていただきたいと思います。

山田伸幸議員 是非、今この議論に3人しか入っていないので、ちょっと是非ともほかの議員が議論していただきたい部分ではあります。

宮本政志議員 まだ不十分であるのところの2つ目に、委員会審査に委ねるべきような質疑が多いって、例えば各委員会でそれぞれの議案に対して、全て十分な議論がされているのであれば、議案提出のときにわざわざ委員会審査に委ねるような質疑をしなくてもいいと思うんですよ。けどやっぱりそういったところが少し薄くなってくると、もうせざるを得ないという場面もあると思うんですね。あと一番下の「現状は、一部の議員に偏り機能していない」というのは、論外と思いますよ。こういうことを言うのであれば、言う人がね、どんどんすればいいんですよ、質疑を。だから別段、今高松委員にちょっと反論するようになりますけど、委ねるような質疑をしたらいかんっていうんじゃないで、もし委員会の中で活発な議論があまりされていないところがあればね、やはりこれは当然出てくるものだと思いますよ。総括大綱的って言われても、例えば総

括ってこれ、例えばひとまとめとかね、大綱的で根本的なものとか、大切なところ、物事の大本っていう、物すごいちょっと幅広い意味合いなんで、幅広い意味合いをそれぞれの議員がそれぞれ受け止めたときに、やっぱり食い違いが出てくると思います。ちょっと戻りますけれど、私は条文自体に手を入れる必要ないと思います。

高松秀樹委員 今、宮本議員が最後に、委員会で活発な議論がされていないならば、みたいな話になりましたよね。だから、この当初の質疑を充実するっていうのもいいんじゃないかっていう話になっています。恐らく全く違う話で、そのときは委員長報告をされますよね、最後に。それで質疑をしますよね。大事な論点が欠落している場合が本当にあった場合は、再付託すればいいじゃないですか。それで議決ではないわけですよ。だから、結局そういうツールがあるわけですよ。そのツールを行使せんでおって、ある一つだけ過大評価するってのは違うっていう意味です。

宮本政志議員 いや、私が言ったのは、例えば入札に関係するような議案があると。それ1回じゃないですよ、何回かあると。しかし、委員会がその議案に対して、あまり活発な議論が多分出ていないと、毎回。そして委員長報告のときに同じような質問が出てしまうと。そうすると、やはり同じような案件が議案として出たときに、先ほど山田議員とちょっと近いんですけど、前もって委員会で深く議論してもらいたいということで、この委員会審査に委ねるべきような質疑が出るということも仕方ない、そういった場面もあるんじゃないんですかって言いよるんです。

伊場勇副委員長 大綱的な意見というのは、なかなか難しいなって思うんですけど。ただ、細かい数字とか聞くんじゃないかって、議案が出てきた根本的な理由だったりとか、その背景だったりとかを聞くことはすごくいいことだし、それについて、また委員会ですごい活性化すればいいなという、いわゆるスキームとしていいことなんだなと思いますし、委員会でも本会議場でも、「先ほど質問がありました」があると、事案に対してす

ごく重く執行部も受け止めるでしょうし、我々も慎重審議をして更に深めないといけないという思いも生まれてくるので、象徴的に見えるこの総括大綱的っていう言葉ですけども、いい言葉だなんて、普通に僕は思っております。なので、この達成度としては、まだまだ、議会全体を見れば不十分なのかなと感じます。以上です。

高松秀樹委員 この13条の総括大綱的っていうのは、いわゆるものの本にこう書いてあるんですよ、もちろん。でも、足かせになっているのも実は事実なんですよ、一体どういうことだろうかって、多くの議員が。今度、江藤先生が来られますよね。そのときに、公式でなくてもいいけど、見解をひとつ参考に聞いてみるのも、できれば委員長、別に委員長が聞かれても結構なんですけど、そうやって僕たちも知見を広げたいなと思います。

長谷川知司委員長 ちょっと恥ずかしいんですけど、高松委員にお聞きしたいんですが、先ほど再付託って言われましたですね。どういうことかと思ひまして。

高松秀樹委員 付託ですから、本会議場では1回議案が戻ってきている状況ですよ。ですから、もう一遍委員会に出すのが再付託。委員会が終了して、委員から動議が出て、本会議に行く前にもう一遍審査しようじゃないかというのが再審査。その違いだと理解しておるんですけど。

長谷川知司委員長 再付託にするときは、ほかの人の同意が要るんですか。

高松秀樹委員 もちろん要りますね。多数決の原理が働くと思っておりますけど、そんなことをしたことないから。恐らく動議が出て、議運が開かれてっていう話になって、恐らく多数決で再付託。でも、非常に委員会としては恥ずかしい話ですよ。つまり、やるべき審査をやっていないから、多数決によって再度委員会審査に戻るといったことだと思います。

長谷川知司委員長 はい、分かりました。ありがとうございました。13条の結論だけ出して、休憩したいと思います。

藤岡修美議員 13条の評価に対する質問ですね。これがまずいんじゃないかなど。だからブレーキを踏むような感じに取れるんで、例えば議案等に対する疑義を解明するために、総括大綱的な内容の質疑を行われているかとか、そういう感じにしたら何か、（発言する者あり）何かそんな気がするんですけど。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 どう結論を出しましょうか。（発言する者あり）このままで、13条。まだ不十分ということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、じゃあここで休憩を10分、2時40分から始めます。

---

午後2時31分 開会

---

---

午後2時42分 開会

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。第14条について。

伊場勇副委員長 第14条、こちらも第13条の質疑と同じ質疑についてです。

「委員長報告に対する質疑は、委員長に対して疑義をたずために行います。」。第2項「修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。」。第3項「委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。」。この第14条に対して、ある程度達成したという評価をした方からの意見として、委員長報告については、報告書概要がしっかりチェックされているので、市長等からの訂正を求めるケースはほとんどない。また、まだ不十分であると評価した方からの意見として、

①全体会の質疑回数について検討してほしい。②不確実。③一部の議員に偏っている。委員会審査が報告書からの域を出ていないので、審査過程における具体的な争点が解明されない。④そもそも質疑を行わない議員が多い。以上です。

長谷川知司委員長 これについて何か意見がある方は。Cの①の全体会の質疑回数っていうのは、本会議場での質疑回数じゃないかなと思うんですが、「これは本会議のことをやりよる」。「一般会計の全体会のことじゃないか」と呼ぶ者あり）一般会計の全体会。3回。

中村議会事務局議事係長 まず、順番に。この全体会っていうのは、恐らく一般会計の全体会のことをおっしゃっていると思います。この章は確かに本会議における基本原則ですけれども、12条にも反問権のところ、本会議又は委員会ってありますので、言葉として出てもおかしくはない、まだ不十分であるというところに一般会計全体会の話が出てもおかしくないのかなっていう気はします。それと質疑の回数については、たしか本会議の質疑の回数しか規則ではありません。委員会の回数は規定がないはずです。

長谷川知司委員長 そうですね、はい。考えれば、委員会でも質問回数を制限してほしいということではないですか。これから見たらそう取れますけど、これは別に今議論する場ではないですけど、それについてあれば。

岡山明議員 これ全体会っていう表現をされている。全体会とは本会議とかそういう委員長報告に対してのそういうあれじゃないですか、この表現。違うんですか。全体会の質疑回数っていうのは。

長谷川知司委員長 ちょっと私も最初そう考えたんですけど、そうであれば普通、本会議と私たちは言うと思うんですね、全体会って言えば一般会計の全体会ということだから、あくまでも委員会ですから質問回数は決め

てないですよ。別に問題なければ、委員長報告に対する質疑等に対しては、ある程度達成でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それで行きましょう。ある程度達成。では、15条。

伊場勇副委員長 第15条、委員長報告について。「委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。」。第2項「委員長報告概要は、議場に配布します。」。この第15条に対して、達成したと評価した方からの意見として、概要は詳細にわたっており、現状で十分である。また、まだ不十分であると評価した方からの意見として、①予算委員会報告については、分科会報告と酷似しているので、工夫の余地あり。②簡略され過ぎている。以上です。

長谷川知司委員長 条例にありますように、詳細に要領よくというのがちょっと矛盾しているようで、理解すべきところもありますけど、これはこれで置いて、何かほかに意見がありましたら。皆さん、ありませんか。

伊場勇副委員長 現状、概要は詳細にわたっているの、私も十分であるのではないかなと思っていますので、ほぼ達成しているんじゃないかなと感じています。

山田伸幸議員 現状を言いますと、委員長報告概要がそのまま報告文書になっているような例が数多くありますよね。その辺は、もう概要でなくなっている場合が多いんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 一般会計ですか、それは。（発言する者あり）いいですか。それで達成…概要は、詳細…（発言する者あり）問題ではないですかね。

宮本政志議員 一番最後に「簡略され過ぎている」って、書いていますけど、

どこが簡略的で、どうしたらいいのかっていうのが、ちょっと全く分からないんですけど。

山田伸幸議員 以前を知る者にとっては、例えば民生福祉常任委員会の報告なんて、決算、予算にしても大体1時間ぐらい掛かりよったんですよ。今、そんなに掛かるような報告をされる委員長っておられませんよね。そういった意味でいうと、概略化され過ぎているのかなって思うんですよ、昔から知っている者にとっては。もう少し議論の中身、あるいは問題点などについては、そういう指摘があったから長くなっているわけで、それを報告してほしいというのがあります。

長谷川知司委員長 意見として、はい。

水津治議員 15条委員長報告、14条が委員長報告に対する質疑というふう  
に条文が挙がっていますが、本当は委員長報告が先で、対する質疑が後  
のほうがいいのでは。気付きなんですが、また、見直すときがあれば。

長谷川知司委員長 ちょっと、もう一回言ってみてください。

水津治議員 15条の委員長報告を14条にして、14条の質疑を15条にし  
たほうが、流れとして適性ではないかなと。ちょっと気が付きました。

河野朋子委員 前のページを見ていただいたら分かるんですけど、13条の  
ところが質疑というくくりで、質疑が一般的な質疑と委員長報告に対する  
質疑というふうに、質疑も種類があるために分けてあるので、そういう  
くくりになります。その後に、委員長報告となったということで御理解く  
ださい。

長谷川知司委員長 説明、ありがとうございます。

山田伸幸議員 概要を配ろうということになったときに議論しているんですよ。特に傍聴者にとっては、今何を話しておるかっていうのを聞くだけではなかなか分かりにくいのに、この概要があることによって非常に分かりやすくなったという評価も頂いているんですね。よその議会も「できたらうちもやろうか」となってきた問題なんですよ。だから議員にとっても、これがあることによって、こういうことを議論したのかっていうのが明らかになってきているんですよ。だから非常に良い内容のものだと思っていますね。肯定です。

伊場勇副委員長 あわせて、ホームページにもしっかり公開されていますし、開かれた議会として対応しているのかなと思います。以上です。

長谷川知司委員長 15条は達成したでいいですか。

岡山明議員 委員長報告はいろいろあって、今、インターネットで見られている方に対しての委員長報告は、その時点では開いたら見られない。本会議でやるんだけど、その途中で概要は、傍聴者は見られるけど、インターネットを見られている方は、そういう状況じゃないということですね。手元にはないということですよ、まだ。その辺はどうなっていますか。

石田議会事務局次長 委員長報告概要については、今日も本会議がありました。そのときには、委員長報告概要をホームページに掲載して見られるようになっております。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 15条は達成したでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、16条に行きます。

伊場勇副委員長 第16条の賛否の公開について。「議案等における賛否は、これを原則公開します。」。第16条に対して、達成したという方の意見より、議会だより等により、公開している。また、ある程度達成した

という方の意見で、「賛否の理由の公開についても検討してほしい。」。  
という意見です。以上です。

長谷川知司委員長 これについて、意見はありますか。

水津治議員 議会だより等で公開していると、これは今、賛否の分かれたもの  
だけしか公開していないと思うんですが、ここがちょっと引っ掛かるん  
です。今は、賛否の分かれたものだけしかしていないんで、それが全て  
の公開に当たるのかなっていうのが疑問です。

石田議会事務局次長 賛否の分かれたものを公開しているのは、議会だより  
——広報紙ですが、それは紙面の関係です。議会だよりについては、賛  
否の分かれたもののみ記載しております。ホームページでは全て表記し  
ております。

山田伸幸議員 ちょうど今編集しているところなんですが、これは紙面の都合  
です。全議案を出したら、もう2ページが必要なときもありますので、  
分かれた部分だけにしております。

水津治議員 議案等の「等」っていうのは、いわゆる請願とかになるんですか  
ね。確認です。ほかに、等に含まれるものは何がありますか。

石田議会事務局次長 議案も広い意味と狭い意味があるわけなんですが、これ  
はいわゆる議案第何号もあれば、人事案件で同意もあれば諮問もありま  
すし、あと意見書案から決議案からいろいろありますので、そういった  
ものをひっくるめた形で、議案等というような意味合いになっているも  
のと理解しております。

長谷川知司委員長 16条達成できたでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
一応、今日の予定の第3章まで終わりましたが、3章で何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)一応ここで休憩。3時5分まで休憩します。

---

午後2時58分 開会

---

---

午後3時8分 開会

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。付議事項2の一般質問についてですが、これから以降につきましては、一応委員外議員として山田議員と岡山議員が参加されますので、御了解をお願いします。(「はい」と呼ぶ者あり)では、12月議会の一般質問について、皆さんの考えをお聞きしたいと思います。意見はありますか。

高松秀樹委員 本会議場の改修が終わると聞いていますけど、例えば12月議会からの本会議場でのコロナ対応の環境とかがあるのかないのか、まず教えてください。

尾山議会事務局長 これは総務課の担当者から聞いた話になります。要は換気のことですけど、改修前はエアコンしかなかったです、送風については。今回、エアコンとは別に送風機が動くスイッチがあるということで、多分独立しているんだと思います。送風機自体がエアコンから独立したもので、換気能力については、非常に優れたもので十分だということでした。しかし、やはりコロナ対策としては、休憩時間にサーキュレーター等を掛けて、強制排気されることが望ましいとのことでした。以上です。

長谷川知司委員長 そのサーキュレーターは、付いているんですか。

尾山議会事務局長 サーキュレーターは事務局で購入したいと思います。風を一定方向に強く送れるような、扇風機だとある程度広範囲に風を送りますけど、それを真っすぐ直線的に風を送るようなものです。扇風機の回転部分だけがあるような形のものを置いて、強制排気することが望まし

いということでした。

長谷川知司委員長 望ましいってというのは、それが付くわけですね。

尾山議会事務局長 ないですので、こちらで買わなくちゃいけないんです。さっそくちょっと当たってみたんですけど、夏がもう過ぎていて、今の世の中、もう売っていないということでした。電気屋ではです。あとはネットショッピングで買うかどうかですけど、市役所の場合、公費によりネットショッピングで買うことは認められていないので、その辺がちょっと苦しいところです。3万円ぐらいから5万円ぐらいまでです。

高松秀樹委員 議員席、つまり議員と議員の間にアクリル板が設置されるというような話も聞いておるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

尾山議会事務局長 そういう話もありますけども、本市議会では、発言する際に立って発言されますので、着座の姿勢から立って発言されるとなると、アクリル板が恐らく80センチメートル以上いるのかなと。世の中によく出回っているのは、座ったままで直接息が掛からないようにというようなアクリル板がほとんどですから、ちょっとなかなか難しいのかなと思っています。したがって、もし設置するとすれば、立って発言することをやめるかとかいうことも、ちょっと考えていかななくちゃいけないのかなと思います。それと、どれだけ近い距離で対面的に座っているかということが一番大事になりますので、真横にいるといったことからすると、議場では、議員の座られる席は、後ろの方と前に座られる方との間に仕切りがないということで、前席にはあまり必要ないのかなと思います。また、執行部とちょっとクロスしているようなところもありますので、その辺をどうするかとか、議員同士で話される場合、真横にはないわけです、アクリル板が。そういったところで、どこまでこだわってやるかっていうところもあるとは思いますが。ただ、換気をどれだけ頻繁に行って、休憩時間を入れながらするかによって、それができなけれ

ば、本当にアクリル板をきちんと据えるかとかいう話にもなってきますので、ちょっと総合的に考えていかないといけないのかなと思います。アクリル板なるとやっぱり費用が結構掛かるのかなと思いますし、特に、特殊な寸法で注文してしまうと、相当跳ね上がるのかなと思います。

高松秀樹委員 何らかの条件、環境の変化があるのかないのか非常に大事なところだと思うんですね。これは恐らく、総務課のがこの改修をやっているはずなんで、やっぱりそこをきちんと聞いてみて、それが本当にできるのであれば、一般質問を通常どおりに戻すべきだと思っておりますが、今、局長の答弁が非常にあやふやで、まだ分わかんないということですよね。分かんないということであれば、再度そこをきちんと聞く機会を持ってもらいたいと思います。

尾山議会事務局長 一般質問に限って言えば、登壇席と質問者席の二つだけになってくると思います。よその議会を映像で見ると、議長席の前と登壇席の前と質問席の前の3か所に置いているという例があって、議長席以外は結構高さもあって、マスクを外して発言される市議会もあれば、マスクをしたまま発言される市議会もありました。設置については総務課と話はしておりますけど、ちょっとまだ結論が出ていない状況です。こちらもしっかり視線を申しでないし、議員席をどうするかもありますので、事務局でもちょっと固めていないところです。

長谷川知司委員長 一般質問については、あくまでも今言われましたように、質問席をどうするかですね。そこが大事だと思うんですけど、それについては、すぐ結論は、今日は出せないですか。

尾山議会事務局長 必要だということであれば総務課に話しますが、ただ、距離的には、そこにはないからといって飛まつが飛んでいくってということはないほど多分離れていますよね。それは、どうするかということで、それはサーキュレーターで強制排気するのかっていう話になってくるの

かなと。今の配置でしたら、別になくても、飛まつが飛んで浴びるって  
いうことはないと思います。一般質問に限ってはです。

山田伸幸議員 一般質問については、高松委員が言われたような心配というか、  
できるだけ対策はしていただきたいと思っておりますので、早急に、  
できる対策は何なのかっていうのを検討していただきたいと思います。

長谷川知司委員長 それは12月に、一般質問を普通どおりするためについてい  
うことですね。

山田伸幸議員 一般質問以外にも、議案上程時、あるいは最終本会議等で本会  
議場を使う委員会等でも、様々な配慮が必要かなと思います。今のまま  
でやって、議員同士の間隔っていうのは、1メートルも離れていないで  
しょうね、恐らく。ですから、何らかの対応がちょっとは必要かなと思  
います。分かっていますか、その辺のこと。

尾山議会事務局長 全体として見れば、一番必要な箇所は議員席の後席のとこ  
ろかなと思います。前の方に飛まつが飛ばないようにすると。1メート  
ル前にいらっしゃるわけですから、そこが最も必要。執行部側もそうで  
すけど、2列になっていますから後ろ側に必要ということだと思います。  
それが、どこまでできるのかというのはあるとは思いますが。なぜなら、  
立って発言されるからです。相当高さのあるアクリル板を設置する必要  
があるということです。

長谷川知司委員長 今の大会議室でしているときは、私たちはマスクをしてお  
ります。だから、マスクをしていれば、ある程度飛まつのはらきを防げる  
とは思っています。ある程度、完全ではないにしてもですね。それが今の  
状態ですね。それで、本会議場に行ったとしても同じようにマスクをす  
ることを条件付ければ、あまり飛散はしないんじゃないかという解釈が  
できると思うんですね。

伊場勇副委員長　今まで大会議室で、改修中はやっていましたけど、容積は大分広くなりますよね。どれぐらい広がるんですか。

尾山議会事務局長　申し訳ないです。それはもう目測でしかないですけど、高さがありますので、議場は。倍ぐらいは、あるのかなと思います。

伊場勇副委員長　飛まつのことなんですが、皆さん基本的にマスクを着用しているじゃないですか。なので、マスクを取るなら話は別ですけど、後ろの席の方が前の席に、そのまま発言するのであれば今の状況と変わらないですし、そんなに神経質になるところじゃないのかなと思うんですよ。問題は、マスクを取って、例えば、一般質問時に登壇して質問するとか、やっぱりマスクをしていると、ちょっと聞こえにくい場合もあると思うんですよ。やっぱり議場という神聖な場で、しっかり自分の思いや市長の説明などを聞くっていうところは、マスクを外して行ったほう方が見えがいいといいますか、そういったところも必要ではないのかなと。あそこにはアクリル板があったほうが、ずっとマスクしてやるよりは、あったほういいんじゃないのかなと思うんですけど。

尾山議会事務局長　先ほど申しましたように、よその市議会を見ましたら、議長席とその前にある登壇席と一般質問をされる質問席の三つをセットでしておられて、それ以上に、議員席とか執行部席とかにも仕切り版をされているところも、僅かでしたけど見受けられるという状況です。要は、マスクをお互いがしておれば感染しづらいというのは言われておりますから、これまでも大会議室で皆さんが発言される場合、マスクを外される方は誰もいらっしゃらないんですけれども、改修後の議場で、質問される際にだけマスクを外してされたいということもあるでしょう。それは気持ちとして十分に分かりますので、よその市議会のように、今先ほど言いました3か所について、付けるかどうかっていうのは、もしここで付けたほうがいいということで結論が出ましたら、さっそく総務課に

行って、お願いしてみたいと思います。

山田伸幸議員 議員間については、基本的には本会議場で横としゃべり合うことは本来ないはずなんですよね。ですから、よほど近いんであれば必要かなと思いますが、当然、生理現象として咳をしたりくしゃみをしたりする場合がありますので、そういう配慮が必要かなと思います。東京大学が出した最新の研究成果によると、お互いがマスクをしておれば、かなりの感染防止効果があると出ていますので、それはコロナ時代の議会の在り方として、事務局長が言われたような対策があればいいかなと。あとは換気をしっかりやっていただければ。サーキュレーターは、先ほど言われたような金額でないものもありますので、特に電気屋とこだわらずに、ホームセンターにもまだありますので、それは見に行かれたほうがいいんじゃないかなと思います、それで購入できるのであれば。

岡山明議員 私からは、一般質問を2回中止というか自粛という状況があったんですけど、今回、大会議室で2回開催されていますね、一般質問。定例会を2回やっていますよね。環境の部分も、それなりの準備や整備をされた本会議場が造られるようになっていきますので、その辺は、いろいろ一般質問であったんですけど、次は一般質問の実施じゃないんですが、それはやっぱり明確に宣言していただきたい。そして、対策を事務局とともに執行部側に、サーキュレーターの件等いろいろありましたし、私も耳の聞こえが悪いものですから、サーキュレーターを掛けられると非常にうるさくて聞こえないので、対策を万全にして一般質問を再開すると明確にさせていただきたいと思うんですよ。その辺、個人的意見なんですけど話をさせていただきました。

長谷川知司委員長 サーキュレーターなり扇風機なりの稼働は休憩時間にされると思いますので、本会議中の騒音は心配ないと理解しております。それともう一つありますのは、今、コロナについて執行部が対策でそんなに大変なときではないかなと。6月と9月においては、コロナがどのよう

に変わるか分からないために、執行部も相当そちらに対応しており、議会に対する対応というのが大変だったと思います。しかし、12月においては、今の状態では、少し執行部も一般質問に対する準備等は苦ではないんじゃないかなということもあります。そういうことで、まず本会議場の換気、それから休憩時間の考え方、執行部もそれについて対応可能だということで、私が今ここで結論を出しちゃいけないんですけど、12月は普通どおり実施し、ただし、換気休憩については、議長判断で十分やっていただくということでどうかと思うんですが。皆さんの意見を。（発言する者あり）そうですね。御無礼しました。

高松秀樹委員 アクリル板のことをさっきから話しているんですけど、やっぱりエビデンスに基づいたアクリル板の設置ということだと思うんです。コロナ対応として、アクリル板の設置が本当に必要であるならば、する。必要でないならば、もうそれならそれでいいと。ほかの方法で対応するということが、一般質問を通常どおりやるべきだということが会派の意見です。

河野朋子委員 会派で話し合った結果、やはりもう6月とか9月の状況とは随分変わってきていますし、本会議場の改修が終わってかなり広がっているとということもあるし、それから、各議員もコロナに対する対応について対して随分いろいろきちんとできているということもあって、6月や9月の対応とはまた違って、12月については対策を十分行いながら、もう一般質問を自粛しないという方向にしたらどうかということで、会派で意見をまとめました。以上です。

伊場勇副委員長 明政会では、一般質問の自粛を解いて通常どおりに戻すというところなんです。理由としては、大会議室より本会議場のほうが容積が広がるということと、それなりにアクリル板等での対策をすると聞いていたところも少しあったので、プラス送風機ですか、しっかり環境を整えているということもありましたので、環境的には、しっかり対策も

取れているんだろうというところもあります。そして、やはりウィズコロナで今、我々がいろいろ気を使っているところがありますが、今からさらにアフターコロナをしっかりと視野に入れながら、議会運営もしていく中で、それに対してしっかりと議会としても順応してやらなければならないことを進めなきゃいけないということを、今もって皆さんで考えながらやっていく中で、一般質問は必要なものですから、今まで3、6、9月ですかね、（「いや、6、9」と呼ぶ者あり）6、9月だけでしたっけ、6、9月については、我慢された方もいらっしゃいますので、それはしっかりと取返しじゃないですけども、今できることをしっかりとやる意味で、自粛を解いて通常に戻すというように会派でまとめました。以上です。

長谷川知司委員長 最初に私の会派から言って、誠に御無礼しました。皆さんの意見をお聞きした中では、12月議会では一般質問を再開したいと。ただ、条件が要るか要らんかっていうことですけど、先ほど高松委員も言われましたように、アクリル板等の設置が必要ならするということですが、ほかに。

山田伸幸議員 本会議場の出入口は、これ開放されるんでしょうか。どうでしょうか。

尾山議会事務局長 総務課からは、改修後の議場の換気能力が十分にあると聞いていますので、開けることによって、かえって換気の風の流れっていうのが狂ってくるんじゃないかなと。密閉された状態で換気するという想定で多分設計されていると思いますので、常時開けておくというのはちょっとどうなのかなと思います。これは確認しておらず想像ですけど、そういったことがありますので、もう一度その点については総務課に確認して、開けるべきか閉めても大丈夫なのかは確認して、より優れているほうで対応させていただきたいと思います。

長谷川知司委員長　そうですね。開けるとなれば、扉だけでなく窓も開けないといけないから、12月は相当寒いですので、執行部とも相談して、必要な対策を取れるようにしておいてください。

山田伸幸議員　皆が着席をする座席と机の辺の消毒はどうされますかね。その頻度は。

尾山議会事務局長　よその市議会の映像を見てみましたら、発言をされる登壇席とか質問席については、人が替わる度に事務局職員が消毒をしておいて、その間ちょっと議会在中断、進行がストップするというようなことを見ています。そういうやり方を取ってやるか、今までどおりにやるか。今までのとおりにやると、休憩時間の都度に拭くとなってくるわけで、机の上にはいっぱい書類を置いておられると、そういうのは難しいということになります。

長谷川知司委員長　議場において、自席にはほかの人が座るとか触るってことはほとんどないんじゃないかなと思いますが、どうでしょう。

尾山議会事務局長　ないとは思いますが、よく見ていましたのは、登壇席で全てを完結しておられますね。ですから、国会の予算委員会のように、皆さんが一つのところに来て、発言を入れ替わり立ち替わりされるということ。今みたいに議席で立って発言はされません。登壇席まで来て、議員がそれぞれ入れ替わったり、執行部が入れ替わったりして発言をしておられるようです、見ていましたら。

長谷川知司委員長　まあ、どういう方法ですかっていうのは、ちょっとまた今後検討しないといけないですけど、ここで今決めないといけないのは、12月議会の一般質問について、普通どおり実施するかどうかです。よろしいですかね、決めて。普通どおり実施するということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、12月の一般質問は、普通ど

おり実施とします。なお、必要な換気とか何かを議長が感じたときは、議長の判断で休憩を入れていただいて結構だと思います。そういうことで、議長よろしいですか。

小野泰議長 はい。

岡山明議員 今、一般質問が出ましたので、ちょっと。私、委員外のメンバーということで、こういう質問は私自身ちょっとどうかと思うんですけど、一般質問6月と9月を自粛という表現でした。今回、2回目の9月に関しては、自粛から中止の形を取るべきではなかったかなと思っています。なぜかというと、5月26日一般質問の通告の日に、山口県知事から、山陽小野田市はクラスターの発生を認定されたという状況で、そういう状況であれば、私は自粛の要請じゃなくて中止の形を取ってもいいんじゃないかと。そういう、今言った九州の熊本県に関しては中止、熊本市の市議会も中止、佐賀県においては半分の市町村の議会が、自粛ではなくて中止されている状況があると。自粛して、なおかつクラスターという県知事からの認定が行われたんですから、自粛ではなくて中止の形で進められたほうが良かったんじゃないか。個人的で申し訳ないです、委員外なのでメンバーでないかもしれないけど、やっぱり市民の命を守るという部分で、今回は議場にりますが、今までの対策の分も必要という部分があれば、あのときはやはり早く、苦渋じゃないけど、中止という選択肢もあったんじゃないかと思っています。今後、議運で考えるときに、そういう選択肢も一つの形があるということだけ、ちょっと個人でそういう発言は申し訳ないんですけど、そういう考えもある議員もおったということだけ、ちょっと伝えてさせていただきたいと思っています。

長谷川知司委員長 今後、状況が急変する場合は、当然、議会運営委員会を開いて、皆さんで協議する必要があると思います。2番の一般質問については、よろしいですか。では、次に3、本会議及び委員会の傍聴について

です。これについて、皆様から意見がありましたら。当然、12月議会に関してです。現在、市民の皆様には自粛を呼び掛けております。

伊場勇副委員長 今、傍聴される方には自粛をお願いしていると思いますが、来られた方に対しての対応をもう一度ちょっと確認させてほしいです。どういったことをやられているのでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 まず、傍聴者の方には連絡先、氏名、住所等をお聞きしております。それから、非接触型の体温計で体温を測りまして、その後に手指を消毒していただいて、傍聴していただくという流れになっております。

伊場勇副委員長 マスクの着用もお願いしているということですかね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 はい、基本的に皆さんマスクをしてこられておりますので、今のところは事務局で準備したマスクをお渡ししたようなことは…一度だけあったかもしれません。以上です。

伊場勇副委員長 そうしたら、傍聴される席なんですけども、大会議室はすごい間隔を空けて椅子を置いてもらっています。委員会室は椅子が並べられておりますけども、一つ飛ばしとか、そういったところは、お願いしている状況なのでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 はい、なるべく間隔を空けるようにはしております。委員会の傍聴は、今のところ2名ぐらいまでだと思いますので、ある程度間隔は空けられております。今度、本会議場は、もし仮に傍聴可能になりましたら、1席ごとに座らないようにして、1席をあけて座っていただくような形になるかと思っておりますので、定員数がある程度少なくなるかと思っております。

長谷川知司委員長 今、事務局が対応を言われました。ほかに質問はありませんか。

山田伸幸議員 1階のフロアのように、一つおきぐらいに、ここは座っちゃ駄目よというような表示をされるということなんでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 はい、そのとおりです。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありませんか。

伊場勇副委員長 一般質問は自粛を解くってことなんですけど、一般質問がそうだからっていうわけじゃないんですが、やはり傍聴を我慢されている方も中にはいらっしゃるかもしれません。ただ、今の環境もよくなることですし、しっかり対策を取りながら、今の個人情報を守る、検温、消毒、そしてマスク、そして間隔を取りながらであれば、席に限りはあると思いますけれども、本会議場での傍聴も自粛を解いてもいいのではないかと思います。会派でも話し合いました、そういうふうに考えております。

長谷川知司委員長 ほかに、会派で話し合われた方がいらっしゃれば。傍聴に傍つきましては、会議をインターネットで見られますので、私たちの会派では、議員が、動員って言うのはいけないですけど、見に来てほしいよと言うことは、やめたほうがいいんじゃないかというのがありました。それは、強制ではないですけど。そういうことでした。ほかにございませんか。

伊場勇副委員長 医療機関等とか個人クリニックとかは、予約をする際に2週間以内の移動歴を聞かれる場合があります。県外に出ていませんでしたか、都心に最近行かれてないですかとか、ちょっと聞くと、医大の窓口にもですね、入る時には、そういったことをチェックするような用紙が

あるようです。そういったところも確認したほうがいいのかわかっていうのは、ちょっとまだ個人的には結論が出ていないんですけども、皆さんどう思うかなと思ひまして、ちょっと今、意見しております。

長谷川知司委員長　そういう人が来られたとき。例えば都会に行かれた方が来られたときに、それを止めるのかわかっていうところまで、決めないといけないと思うんですね、それであれば。

山田伸幸議員　東京のほうに行かれた方が傍聴に来られるっていうのは、どうか、あるのかなって思うんですけど、逆に山陽小野田市から来ないでくれと言われているぐらいですから、どうなんでしょうかね。

長谷川知司委員長　一応今、事務局で言われましたように、その程度で、最近、都会に行ったかっていうのは、有無は聞かれたとしても、それで入場停止には至らないということによろしいでしょうか。

山田伸幸議員　今、どこの公共施設でも、使用の際に必ず住所と氏名は聞くようになっております。年齢は必要ないですので、是非その点だけはしておいたほうがいいかなと思います。

長谷川知司委員長　それは、今までどおりされるっていうことですね。（発言する者あり）住所、はい、書きます。検温もするということですので、一応今までどおりで、傍聴も自粛はしないということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）3の議題はこれで終わりたいと思います。では4、その他。事務局からありますか。

石田議会事務局次長　山陽小野田市議会議員研修会の件です。開催日を11月6日金曜日、時間は午後1時から開催するということです。そして、場所は厚狭地区複合施設の第2研修室で行います。そして講師は、山梨学院大学の江藤俊昭先生になります。それで、案件が地方議会評価モデル

の意義ということが一つ。それからもう一つが、本市の議会基本条例の検証を題材に、議会改革のもう一步のための評価・検証というような形です。それで、最初の地方議会評価モデルの意義ということで、公益社団法人日本生産性本部という財団法人がありまして、この地方議会評価モデルの意義の部分については、江藤先生がその内容について導入部分をお話されまして、その後、日本生産性本部の方がZoomにより詳細な説明をされるということになります。これが、大体1時間程度、1時から1時間、2時ぐらいまでです。その後、休憩を取った後、今度は江藤先生からの講演ということで、議会基本条例の検証についての講演をしていただきます。これが大体1時間半から2時間ぐらいの予定にしております。一応、研修会については、以上です。何か御質問等がありましたら、お願いいたします。

長谷川知司委員長 13時から大体16時まで。

石田議会事務局次長 そうですね。3時半から4時ぐらいの間ぐらいに終了すると思います。

長谷川知司委員長 それとまだ、当日、総合事務所で行事とかがあるかどうか分かりませんので、議員の駐車場ですね。これは、職員駐車場のほうが確実に空いていると思うんですけど、そちらにすることでもいいですかね。

石田議会事務局次長 そうですね。ちょっと確認したいと思います。

長谷川知司委員長 駐車スペースがそんなにないと思いますので。

石田議会事務局次長 はい、分かりました…（発言する者あり）

長谷川知司委員長 それをもって各議員に知らせてください。

石田議会事務局次長 はい。かしこまりました。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。

石田議会事務局次長 それから、もう一点。この研修会ですが、過去も市民傍聴したことがあります。今回はどのようにしましょうか。市議会モニターに、過去に参加してもらったというようなこともあります。

長谷川知司委員長 会場の大きさはどうなんですかね。

石田議会事務局次長 会場は、大会議室と今の議場に使っております大会議室の部屋程度ということです。（「議会カフェをやっているところか」と呼ぶ者あり）

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 そうです。

長谷川知司委員長 ぶち抜いたら二つの部屋が一つになると思うんですけど、100人ですか。だから、部外者といったら御無礼ですが、議員以外の方が参加できるスペースがあるかどうか。3密を避ける状態でスペースが取れるかどうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 会場の定員はまだ明確には確認しておりませんが、もしオープンということになりますと、何名来るかも分からない状況になりますので、ちょっと難しいかなと思います。モニターにしても今は17人いらっしゃるの、議員の方と同じぐらいの数がいらっしゃる状況です。

長谷川知司委員長 どうしましょうか。

高松秀樹委員 キャパの問題もあって、今回、傍聴プラス市議会モニターを入れてすると不特定多数になる可能性があるので、今回は研修会ということで現職議員だけで行ったらどうでしょうか。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）一応、今回は会場の大きさの容量もあり、議員だけということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そういうことで、実施したいと思います。そのほかはありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）事務局はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、副議長はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで第46回議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。

---

午後3時8分 散会

---

令和2年（2020年）10月27日

議会運営委員長 長谷川 知 司